

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の
提出を求める公示

平成19年5月11日

近畿地方整備局
淀川ダム統合管理事務所長 佐中 康起

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務は、天ヶ瀬ダム湖の水質管理・富栄養化防止対策の基礎資料とするためにダム湖生物（動植物プランクトン）の現地採取及び種の同定と定量分析等を行うものであり、プランクトンに関する専門的な分析技術を有し、かつ、魚類・底生生物・水質や底質に関する専門的な分析技術を有することと併せて、既往種以外が出現した場合早急に同定する必要があるため、大学や他の研究機関との協力体制が確立され安定した解析が可能である（社）淡水生物研究所（以下、「特定公益法人等」という）を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定公益法人以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合もしくは、4.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、特定公益法人等との契約手続きに移行する。

なお、4.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、特定公益法人等と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

(1) 業務名 平成19年度天ヶ瀬ダム湖生物調査業務

(2) 業務内容

1) 事前調査	1式
2) 現地調査	1式
3) 室内分析	1式
4) 調査結果のとりまとめ	1式
5) 報告書の作成	1式

(3) 履行期限 平成20年3月20日

3. 業務目的

本業務は、天ヶ瀬ダム湖生物（動植物プランクトン）の現地採取及び種の同定と定量分析等を行い、水質管理・富栄養化防止対策の基礎資料とする。

4. 応募要件

(1) 参加意思確認書の提出者に対する要件は次のとおりとする。

1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 近畿地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成19・20年度土木関係建

設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

③ 近畿地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

2) 技術力に関する要件

プランクトンに関する専門的な同定・分析経験があることに加え、魚類・底生動物・水質並びに底質のどれか一つ以上に関する専門的な同定・分析経験があること。

3) 業務執行体制に関する要件

既往種以外が出現した場合早急に同定する必要があるため、大学や他の研究機関との協力体制がとれていること。

4) 業務実績に関する要件

平成14年度以降に、業務が完了し、引き渡しが済んでいる業務で、国の機関または水資源機構の発注による、下記に示す同種業務の実績を1件以上有していること。

同種業務：淀川水系において国または水資源機構が管理する洪水調整を有するダム湖の動植物プランクトン調査業務

(2) 配置予定管理技術者に対する資格要件及び業務実績は以下のとおりとする。

①配置予定管理技術者

・資格要件

配置予定管理技術者は、以下のいずれかの資格保有者であること。

ア) 技術士（総合技術監理部門）を有する者。

イ) 技術士（建設部門、環境部門）を有する者。ただし、平成13年度以降の技術士試験合格者の場合には13年以上の実績を有する者。

ウ) R C C M（建設環境部門又は河川、砂防及び海岸・海洋部門）を有する者。

エ) 当該業務に関する研究者で博士の資格を有する者、又は、環境計量士の資格を有する者。

・同種業務の実績

平成14年度以降に、業務が完了し、引き渡しが済んでいる業務で、国の機関または水資源機構の発注による、下記に示す同種業務の実績を1件以上有していること。

同種業務：淀川水系において国または水資源機構が管理する洪水調整を有するダム湖の動植物プランクトン調査業務

5. 手続等

(1) 担当部局

〒573-0166 枚方市山田池北町10-1

近畿地方整備局淀川ダム統合管理事務所 総務課総務係長

TEL：072-856-3131 FAX：072-857-8996

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

①交付期間

平成19年5月11日から平成19年5月31日まで

（土曜日、日曜日及び祝日は除く。交付時間は9時00分から16時00分まで）

②交付場所

(1)に同じ。

③交付方法

手渡しとする。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

①提出期限

平成19年6月1日16時00分

②提出場所

(1)に同じ。

③提出方法

持参によるものとする。郵送、電送及びその他の方法によるものは認めない

6. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ。

(3) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出
予定期限：平成19年6月18日16時00分

(4) 近畿地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成19・20年度土木関係建設
コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない場
合も 5(3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術提案書の
提出者として選定された場合であって、技術提案書を提出するためには、技術提案
書の提出の時に於いて、当該資格の認定を受けていなければならない。

(5) 詳細は説明書による。